

## 高崎市版（案）

### 営繕工事における週休2日制現場の実施要領

#### （主旨）

**第1条** この要領は、建設業が取り組む「週休2日の定着」を支援するため、受注者の現場代理人、主任技術者及び監理技術者（以下「技術者等」という。）を週に2日間休日とし、同時に工事現場を閉所とする「週休2日制現場」の実施にあたり必要な事項を定める。

#### （用語の定義）

**第2条** 週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行なった状態をいう。「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」のいずれかをいう。

（1）完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。

（2）月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

2 対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まないものとする。

3 工事着手日とは、施工計画書の提出後に行う準備工事（現場事務所等の建設又は現場調査を開始することをいう）の初日をいう。

4 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

5 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

#### （対象工事）

**第3条** 週休2日制現場の実施は、原則、全ての営繕工事を対象とする。ただし、次の工事を除く。

- （1）災害応急などの緊急対応工事。
- （2）工事内容等により対応が困難な工事。

#### （週休2日制の考え方）

**第4条** 対象期間中、週に2日間、工事現場を閉所とする。この閉所日は、原則として土曜日並びに日曜日とする。ただし、受発注者の協議により、任意の曜日を設定することもできるものとする。

2 受注者は、第1項で定めた閉所日においては、当該現場に従事する全ての労働者を休日又は休暇とすることを旨とする。

3 達成状況は、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）により確認する。

（1）「完全週休2日（土日）」

対象期間内の現場閉所率は、（週休2日の現場閉所を行った週）÷（対象期間の週）で算出し、現場閉所率が100%（4週÷4週/月）にて達成とする。

(2) 「月単位の週休2日」

対象期間内の現場閉所率は、(週休2日の現場閉所を行った週) ÷ (対象期間の日数) で算出し、全ての月において現場閉所率が28.5% (8日 ÷ 28日) 以上にて達成とする。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

(対象工事の発注方式等)

**第5条** 週休2日制現場の発注にあたっては、「発注者指定型」又は「受注者希望型」とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の型を選択する。また、分離発注での受注者希望型を選択する場合は、契約後にすべての工事の受注者が合意した上で実施する。

(1) 「発注者指定型」

「発注者指定型」とは、発注時から発注者が週休2日制現場を行うことを指定する工事をいう。なお、受注者は「完全週休2日(土日)」又は「月単位の週休2日」のいずれかを選択することができる。

ア 実施対象工事の発注にあたり、現場説明書に週休2日制現場(発注者指定型)であることを明示し、発注手続きを行なうこととする。

(2) 「受注者希望型」

「受注者希望型」とは、契約後、受注者が週休2日制現場の適用を希望する場合に実施する工事をいう。

ア 実施対象工事の発注にあたり、現場説明書に週休2日制現場(受注者希望)であることを明示し、発注手続きを行なうこととする。

(積算方法)

**第6条** 週休2日制現場の実施に伴う積算方法は、次の各号によるものとする。

(1) 補正方法

週休2日制現場において、対象期間中の現場閉所(現場休息)の状況に応じた以下の補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する。

ア 完全週休2日(土日)適用工事	労務費	1.02
	現場管理費	1.01
イ 月単位の週休2日適用工事	労務費	1.02

(2) 積算及び変更方法

ア 発注者指定型

(ア) 「月単位の週休2日」の達成を前提に、前項1号イにより労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

(イ) 現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、「完全週休2日(土日)」を達成した場合は、1号アによる現場管理費の補正係数を乗じて請負代金額のうち現場管理費補正分を増額変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、1号イによる労務費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、「建設工事請負契約約款」第24条の規定に基づき行うものとする。

イ 受注者希望型

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」を達成した場合は、前項1号アによる労務費及び現場管理費の補正係数を乗じて請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を増額変更し、「月単位の週休2日」を達成した場合は、1号イによる労務費の補正係数を乗じて請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。なお、契約変更においては、「建設工事請負契約約款」第24条の規定に基づき行うものとする。

(3) 積算方法等の運用

本要領に基づく積算方法等の運用は、「営繕工事における週休2日促進工事に係る積算方法等の運用基準」（群馬県）を準用する。

**（現場閉所（現場休息）の確認方法等）**

**第7条** 現場閉所の確認方法は、次の各号によるものとする。

(1) 工事着手前

ア 監督員は、「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者から受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

イ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施する期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整した上で「実施工程表」を作成する。

(2) 工事着手後

ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者から受領し、現場閉所の状況を確認する。  
なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

イ 監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。

ウ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、監督員に提出する。

エ 発注者は、週休2日制現場の取組みにより、工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、「建設工事請負契約約款」第21条の規定により、週休2日制現場を取組むために必要な日数分の工期延長を行うものとする。

(3) その他留意事項

ア 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

(ア) 工事現場の閉所の状況がわかる書類（出勤簿等）

(イ) 企業の休日がわかる書類（就業規則等）

(ウ) その他、休暇取得がわかる書類

イ 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

ウ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

エ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

## 2 適正な工期の確保

公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

## 3 発注者は、受注者の週休2日制現場の取組みに対し、工事成績評定において以下表1により評価する。なお、履行できなかった場合においても、評価を減点しないこととする。

(表1) 営繕工事における週休2日制現場の実施に対する考査項目

評定者	考査項目
監督員	「2. 施工状況-Ⅱ. 工程管理」で評価対象項目「休日・代休の確保を行っている」を評価することに加え、「5. 創意工夫-I (創意工夫)」 ■安全衛生関係(その他 理由: <u>週休2日の確保を図っている</u> )と記入で、以下のとおり評価する。 ① 【対象期間内、「完全週休2日(土日)」を達成できた場合】 評定点+2点(評定点合計+0.8点)と評価する。 ② 【対象期間内、「月単位の週休2日」を達成できた場合】 評定点+1点(評定点合計+0.4点)と評価する。
担当係長	「6. 社会性等-I (地域への貢献)等」「その他 理由」の判定チェックボックスにレ点を付し、 (その他 理由: <u>週休2日の確保を図っている</u> )と記入で、以下のとおり評価する。 ① 【対象期間内、「完全週休2日(土日)」を達成できた場合】 「b'」と評価(評定点+2.5点(評定点合計+0.5点))する。

## 附 則

1. この要領は令和8年4月1日以降に起工する工事に適用する。

要領第5条第1項(1)号【発注者指定型の場合】

- 1 本工事は、発注者が発注時に週休2日の取組を指定する「週休2日制現場(発注者指定型)」である。受注者は「完全週休2日(土日)」又は「月単位の週休2日」のいずれかを選択し、工事着手前に監督員に工事打合書等で報告し、取組を行うものとする。
- 2 週休2日の考え方は、以下のとおりである。
  - (1)「完全週休2日(土日)」とは、対象期間の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上現場閉所を行っている状態をいう。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
  - (2)「月単位の週休2日」とは、対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
  - (3)「対象期間」とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
  - (4)「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
  - (5)「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- 3 発注者は、工事着手前に「完全週休2日(土日)」又は「月単位の週休2日」の取得計画が確認できる「現場閉所(現場休息)予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗状況に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。

工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。
- 4 監督員が現場閉所(現場休息)の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所(現場休息)日」を記載し、監督員に提出するものとする。
- 5 監督員は、受注者が作成する現場閉所(現場休息)の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数を確認する。
- 6 「月単位の週休2日」を前提に(1)の補正係数1.02による労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、「完

全週休 2 日（土日）」を達成した場合は、(1)による現場管理費の補正係数を乗じて現場管理費補正分を増額変更し、「月単位の週休 2 日」が未達成の場合は、(2)による労務費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

(1) 完全週休 2 日（土日）適用工事	労務費	1. 0 2
	現場管理費	1. 0 1
(2) 月単位の週休 2 日適用工事	労務費	1. 0 2

## 要領第5条第1項(2)号【受注者希望型の場合】

1 本工事は、受注者が工事着手前に「完全週休2日(土日)」又は「月単位の週休2日」の取組を希望する場合に実施する「週休2日制現場(受注者希望型)」である。

「完全週休2日(土日)」又「月単位の週休2日」の取組について、希望の有無を工事着手前に監督員に工事打合せ等で報告するものとする。なお、「完全週休2日(土日)」及び「月単位の週休2日」の取組を希望しない受注者は、3項及び4項に規定する義務を負わない。

《現場閉所の場合》

分離発注工事で「完全週休2日(土日)」又は「月単位の週休2日」(現場閉所)に取り組むには、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の全ての受注者が「完全週休2日(土日)」又は「月単位の週休2日」(現場閉所)に取り組むことについて、合意することが必要である。

分離発注工事の全ての受注者が「完全週休2日(土日)」又は「月単位の週休2日」(現場閉所)に取り組むことの合意の成否について、各受注者は工事着手前に監督員に工事打合せ等で報告するものとする。

なお、「完全週休2日(土日)」又は「月単位の週休2日」(現場閉所)に取り組むことについて合意しなかった場合、各受注者は3項及び4項に規定する義務を負わない。

2 週休2日の考え方は以下のとおりである。

(1)「完全週休2日(土日)」とは、対象期間の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上現場閉所を行っている状態をいう。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(2)「月単位の週休2日」とは、対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(3)「対象期間」とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(4)「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5)「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

3 受注者は、工事着手前に、「完全週休2日(土日)」又は「月単位の週休2日」の取得計画が確認できる「現場閉所(現場休息)予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗状況に影響が出ないよう現場休息の予

定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。

工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。

4 監督員が現場閉所（現場休息）の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、監督員に提出するものとする。

5 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

6 発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」を達成した場合は、(1)による労務費及び現場管理費の補正係数を乗じて請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を増額変更し、「月単位の週休2日」を達成した場合は、(2)による労務費の補正係数を乗じて請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。

(1) 完全週休2日（土日）適用工事 労務費 1.02

現場管理費 1.01

(2) 月単位の週休2日適用工事 労務費 1.02